日刊

東京都

発 行

目

次

告

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……… ○建築基準法による意見の聴取………………… ……………(都市整備局市街地建築部調整課

 $\ddot{:}$

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等 $\ddot{\cdot}$

…………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課

域 の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課 |壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 Ŧ.

三

書面の提出先

域 |の指定の一部解除………………(同) |壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 $\ddot{}$

六

四

○特定開発行為に関する対策工事等の完了………… …………(都市整備局市街地整備部区画整理課

(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

○全国自治宝くじの発売中止(三件)

-------(全国自治宝くじ事務協議会)…

八

示

告

1

)東京都告示第百六十一号

第三項ただし書の規定による許可申請があったので、 の期日の三日前までに、 第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取 なお、 (以下「公聴会」という。)を行います。 建築基準法 公聴会で意見を述べようとする者は、 (昭和二十五年法律第二百一号) 知事に対し、 意見の要旨並びに住 第四十八条 当該公聴会 同条

関係を記した書面を提出してください 所 氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害

令和四年二月十六日

公聴会を行う日時 東京都知事 午後二時から 小 一 池 山日 百 (木曜日 合 子

__ 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階建設工事

新宿区西新宿二 一丁目八番一号

整課審查担当(東京都庁第二本庁東京都都市整備局市街地建築部調

電話〇三(五三八八)三三三四新宿区西新宿二丁目八番一号

公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

所氏名 建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番 二号

七

建築敷地 江戸川区臨海町六丁目1 一番一ほ

公益財団法人

東京都公園協会

七

等 地域地区 第一種中高層住居専用地域、 一種高度地区 準防火地域及

申請 0))概要

休憩所、 既存建築物の概要 宿泊施設、

及び用途 工事種別

庁舎、

物品

水族館の付属建物

び自動車車庫販売業を営む店舗及

バスの停留所の上屋職員用休憩所、園内 物品販売業を営む店 舗及び駐車場詰所

敷地面 .積 約七六九、 方メートル 九四八平 増減なし

建築面 積 約二七、○六三平方 メートル 約三 四二 一平方メート

造

延べ面

約四九、三二六平方

約三

一四二平方メー

メートル

階数及び 鉄筋コンクリート 地上一階鉄骨造ほか

高さ 三〇・七二メート 地上三階ほ ル 四 () メー 1 i

ほ

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第百六十二

号 で、 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない 第六十七条第一項の規定により、 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六 その旨告示する。

宅地建物取引業者の免許を取り消す。 業者から申出がないときは、 一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該 宅地建物取引業法第六十七条

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取

令和四年二月十六日

東京都知事 小 池 百 合 子

商号 株式会社恵勝不動産

代表者氏名 代表取締役 粕谷

 \equiv 主たる事務 所の所在地 前ビル7 a号室 台東区上野七丁目三 番 号 GE上野駅

地

四 五. 免許年月日 免許証番号 平成三十年四月六日 東京都知事(1第一〇一八三九号

代表執行役

吉田

淳

日本好房不動産株式会社

代表者氏名 代表取締役 太田

主たる事務 所の所在地 港区南麻布四丁目十四番二号

免許証番号 東京都知事(1第一〇一三一五号

Ŧi. 免許年月日 平成二十九年十一月十日

商号 建物管理株式会社

代表者氏名 所の所在地 主たる事務 中央区東日本橋二丁目十三番五号 四 F

代表取締役

吉村

智美

免許年月日 免許証番号 令和元年十月二十四日 東京都知事2第九七一五六号

四

●東京都告示第百六十三号

東

京

Ŧi. 四

環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第 に基づき、 十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定 五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 (仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画について、

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 東京都知事 小 池 百 合子

令和四年二月十六日

三菱地所株式会社

港区赤坂五丁目三番六号 代表取締役社長 株式会社TBSホールディングス 千代田区大手町一丁目一番一号 佐々木 卓

<u>_</u> 対象事業の名称及び種類

五 F

高層建築物の設置 (仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画

三 対象事業の内容の概略

環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域 ホテル、劇場等を含む高層建築物等を建設するものであ 定の地域)」に位置している。 対象事業は、港区赤坂二丁目及び六丁目に業務、 計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な 商業、

とおりである。 風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記の 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要 事業者は、大気汚染、 騒音・振動、 日影、 電波障害、

Ŧī. (--)評価書の縦覧 期間

日曜日、 十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 令和四年二月十六日から同年三月二日まで。ただし、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二

午前九時三十分から午後四時三十分まで

場所

 (\Box)

時間

ア 港区環境リサイクル支援部環境課 港区芝公園一丁目五番二十五号

> イ 千代田区九段南一丁目二番一号 千代田区環境まちづくり部環境政策課

ゥ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

3

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

京都規則第134号)第54条に定める環境影響評価の項目の中から、 響いしいて予測及び評価を行った。 る行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に 「高層建築物の設置」に該当するため、 「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域) 「東京都環境影響評価条例施行規則」 地域の概況及び対象事 (昭和 56 年

環境に及ぼす影響の評価の結論は、 表 1(1)~(4) に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

《工事の完了後》 【関連車両の走行に伴う 工酸化塞素の日平均f 0.06ppm までのゾーン内 率は 0.1~0.2%である。 率はが子状物質の日3 以下)以下である。また 以上のことから、関連	大気汚染 【工事用車両の走行に伴 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm までのゾーン内3 与率は1.0~2.5%である。 浮遊粒子状物質の日平 以下)以下である。また、 以上のことから、工事	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う 工酸化窒素の日平均伯 0.06ppm までのゾーン内 は51.2%である。 は51.2%である。また なお、工事の施行中に なお、工事の施行中に り最新の排出ガス対策母 稼働を避け、効率的な移 グストップの励行等、選 以上のことから、建窓 のための措置を徹底する	項目
《工事の完了後》 【関連車両の老行に伴う二酸化塞素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.042ppm であり、環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、関連車両の老行に伴う寄与率は 0.1~0.2%である。 率は 0.1~0.2%である。 浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.041mg/m²であり、環境基準 (0.10mg/m²以下)以下である。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。以下)以下である。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。	【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.042ppm であり、環境基準(0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 1.0~2.5%である。 7.5%である。 7.5%である	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.064ppm であり、環境基準(0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率 は51.2%である。 浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.053mg/㎡ であり、環境基準(0.10mg/㎡ 以下)以下である。また、建設機械の稼働による寄与率は18.3%である。 なお、工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率は18.3%である。 なお、工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率は18.3%である。 り最新の排出ガス対策型建設機械を採用するように努めるとともに、建設機械の集中 り最新の排出ガス対策型建設機械を採用するように努めるとともに、建設機械の集中 り最新の排出ガス対策型建設機械の稼働による寄与率は大きいが、上記のような環境保全 グストップの励行等、環境保全のための措置を徹底する。 以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいが、上記のような環境保全 のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減さ れると考える。	評価の結論

8 環境に及ぼす影響の評価の結論

表

	項目	評価の結論
における		《工事の完了後》 『駐車場の供用に伴う一酸化窒素及7%空游粉子状物質の大気中における濃度】
-8月 果		二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.042ppm であり、環境基準(0.04ppm から
業におけ		0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、駐車場の供用に伴う寄与率
ルだす影		は1.6%である。
200		浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.041mg/m³ であり、環境基準(0.10mg/m³
		以下)以下である。また、駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%である。

なお、駐車場内にアイドリングストップの看板等を設置するなど、アイドリングス

トップの周知を図る。

大気汚染

伴う大気質への影響は、より一層低減されると考える。 さらに、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、駐車場の供用に 以上のことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準を下回り、

【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】

0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)以下である。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は 0.1%である。

以上のことから、 熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。

《工事の施行中》

【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】

号)(以下「環境確保条例」という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準 の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年 12 月 年 6 月 法律第 98 号) に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準 (85dB) 及び「都民 事で 78dB、杭・構真柱工事で 77dB、土工事で 79dB となり、「騒音規制法」(昭和 43 (80dB または 85dB) を下回る。 建設作業の騒音レベル(L_{vs}) の敷地境界での予測結果は、解体工事で 82dB、山留工 東京都条例第 215

年 6 月 ※律第 64 号)に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)及び「環境確保条例」に基づく特定建設作業に係る振動の勧告基準(75dB または 70dB)を下回 事で 68dB、杭・構真柱工事で 66dB、土工事で 63dB であり、「振動規制法」(昭和 51 建設作業の振動レベル(L₁₀)の敷地境界での予測結果は、解体工事で 57dB、山留工

・***、 上寺い畑11 14は、 2年以15米輪首及び建設作業振動を極力少なくするため、 工事工程の平準化及び建設機械の効率化などにより、建設機械の稼働に伴う影響のさらかス任満に なみス

なる低減に努める。 以上のことから、建設作業騒音レベル(Lu)、建設作業振動レベル(Lu)は勧告基準を

腦音 使動

械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動の影響は低減されると考える。 下回り、さらに、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機 【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】

おいて環境基準を上回る。また、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加は昼間で 1~2dB、夜間で1未満~1dBである。 道路交通の騒音レベル(L_{hea}) は昼間で 65~67dB、夜間で 60~64dB であり、No. 3 に

確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で 2~3dB、夜間で 1~3dB である。 道路交通の振動レベル(L₁₀)は、昼間で 45~53dB、夜間で 43~51dB であり、 「環境

るよう努める等、環境保全のための措置を徹底することにより、特に 道路交通騒音及び道路交通振動による影響の低減に努める。 なお、工事の施行中は、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避け No.3 における

以上のことから、 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動の影響は

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
· · · · ·	《工事の完了後》 計画建築物により、日影規制対象区域内には2時間以上の日影が生じないと予測され、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、九、「東京都年影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に定める日影規制(2.5時間)を満足している。また、地点Aでは、計画建築物により夏至日に約1時間0分増加し、春秋分日に約1時間40分、冬至日に約50分の日影時間が減少すると考える。地点Bでは、夏至日に約1時間50分、春秋分日に約5時間が減少すると考える。地点Bでは、夏至日に約1時間50分、春秋分日に約1時間40分、冬至日に約1時間10分の日影時間が増加すると考える。なお、今後の詳細設計で建物頂部の形状を検討する際、日影の影響の軽減についても配慮する。以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。
4. 電波障害	《工事の完了後》 地上デジタル放送の反射障害は生じないものの、遮へい障害は計画地から南西方向地上デジタル放送の反射障害は生じないものの、遮へい障害は計画地から南西方向に生じると予測される。また、衛星放送の遮へい障害は、計画地から北東方向及び北北東方向に生じると予測される。 デレビ電波の遮へい障害が生じると予測される地域については、工事の進捗に応じて CATV の活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等の適切な措置を講じることから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」は満足できるものと考える。
5. 風環境	《工事の完了後》 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域 A(住宅地相当)及び領計画建築物建設後(技中層市街地相当)である。 計画建築物建設後(対策前)は、一部において領域 C(中高層市街地相当)が新たに生じるが、適切な防風対策を実施することにより、建設後(対策後)は、この新たに領域 C(中高層市街地相当)になった地点は、全て領域 B(低中層市街地相当)になると予測される。 以上のことから、適切な防風対策を行う等環境の全のための措置を徹底すること、また、工事の完了後に適切な調査地点を選定した上で風向・風速の現地実測調査を実施することで、計画地周辺における風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考える。

東京都公報

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

害物質の種類

鉛及びその化合物

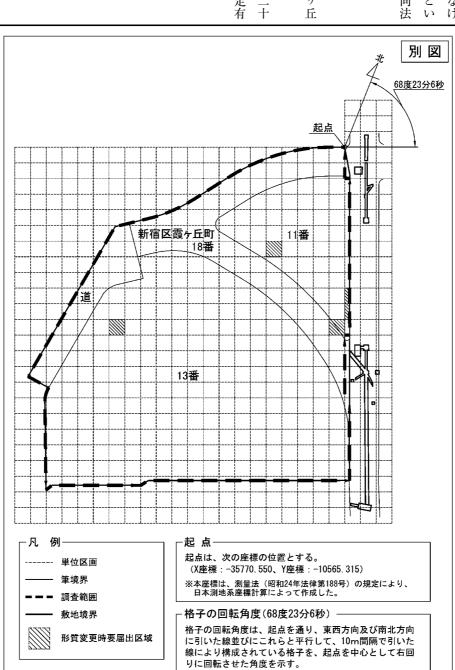
5

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)◎東京都告示第百六十四号

第十一

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有一 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十町地内) 東京都知事 小 池 百合子 東京都知事 小 池 百合子



以下

「規則」

という。

第三十一条第一

項の基準

一号及び令和二年東京都告示第千百三十五号により指定し

項の規定により、平成二十九年東京都告示第千百五十

第十一

た区域の

部の指定を解除するので、

同条第三項において

次のとおり告

東京都告示第百六十五号 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

する。 準用する同法第六条第二項の規定により、

令和四年!

一月十六日

指定を解除する区域 東京都知事 小 池 百 合 子

三丁目地内) 別図のとおり(足立区西新井本

土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第二十

化合物、 定有害物質の種類 に適合していなかった特定有害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 砒素及びその化合物並びに鉛及びその化合物 鉛及びその化合物 六価クロ ム

四

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

別図 足立区西新井本町三丁目1438番1

·【支点】·

支点は、足立区西新井本町三丁目 1438番1の最北端とする。

【凡例】

■ 敷地境界

■■■■ 調査対象地

単位区画

滞り返更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1153号により指定した区域)

(令和2年東京都告示第1135号により指定した区域)

【格子の回転角度(0度0分00秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれ らと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として 右回りに回転させた角度を示す。

_	7	令和4年2	2月16日] (7		日)				東	京	都	公	幇	Ž							(3	第175	518号)
		十四番五及び二百五十五番 株式会社飯田産業小平市花小金井四丁目二百五 武蔵野市境二丁目二番二号	含まれる地域の名称 住所及び氏名 開発区域又は工区に 許可を受けた者の	浅井勉	東京都多摩建築指導事務所長	令和四年二月十六日	完了した。	項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一	開発行為に関する工事の完了について		番匹十の各一部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第二十九及び同番三十七、同一号番二十九及び同番三十七、同一号再具区人権二丁巨力首力十三一中央区グ重洲一丁巨力省力		含まれる地域の名称 住所及び氏名 開発区域又は工区に 許可を受けた者の	東京都知事 小 池 百合子	令和四年二月十六日	等は、完了した。	規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事	関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に	いて	特定開発行為に関する対策工事等の完了につ	公告
																								雑
																								報

г	(第17518号)	東	京	都	公	報	令和4年2月16日	(水曜日)	10
発有事事									
**									
○三元 新宿区 									
西新宿									
一八一番									
発 電話 ○三(五三:二一)一一一(七) 解63-6 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番001									
定 価 本									
6 6 1 1 1 1 1 1 1 1									
き 六 ト ト ナ									
含 〇 三									
印刷所									
(解送料を含む。)印「電話(〇三(三八二二)五二〇一(代))解13一つ箇月(六、六〇〇円)刷(東京都文京区白山一丁目十三番七号(優元4001)本号(三〇円)所)勝(美)印)刷(株)式(会)社一号001									
○ 文京 京 印									
三八一									
二 二 二 五 日 五 日 七 十 十 十 十									
二十三番 八 ——									
号社									
郵便番号 13−0001									
FSC = ** * * * * * * * * * * * * * * * * *									